

今後の福岡市障がい者差別解消推進会議について

1 推進会議の役割について

福岡市障がい者差別解消推進会議（以下「推進会議」といいます。）においては、条例の規定（第21条）に基づき以下の所掌事務を行うこととしています。

- 障がいを理由とする差別の解消に関し必要と認められる事項について調査審議すること
- 障害者差別解消法第18条第1項に規定する事務
 - ・ 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
 - ・ 関係機関等が対応した相談事例の共有
 - ・ 障がい者差別に関する相談体制の整備
 - ・ 障がい者差別の解消に資する取組みの共有・分析
 - ・ 構成機関等におけるあっせん・調整等の様々な取組みによる紛争解決の後押し
 - ・ 障がい者差別の解消に資する取組みの周知・発信や障がい特性の理解のための研修・啓発
- 上記のほか、障がいを理由とする差別を解消するために必要な事務
- 障がいを理由とする差別の解消に関する重要な施策に関し、市長に対し、意見を述べること

2 障がいを理由とする差別の解消に資する取組みの共有について

現在、推進会議においては、年度の初めに前年度の事例及び前年度の相談実績における差別解消の現状と課題を相談部会で取りまとめ、報告することとしています。

推進会議の所掌事務である、関係機関等が対応した相談事例の共有や、障がい者差別の解消に資する取組みの共有については、差別解消相談窓口における相談実績や市の取組みに加えて、推進会議に参加する団体が行う差別解消の取組みを照会させていただき、推進会議において取りまとめた資料の共有等を行っていきたいと考えています。

- (1) 共有する各機関における障がいを理由とした差別の解消に資する取組みについて
 - ・ 合理的配慮の好事例等 ※自団体のみならず、他団体の取組みも共有可能とします。
 - ・ 関係機関等で対応した相談事例
- (2) 取りまとめ時期について
 - ・ 年度初めの推進会議
- (3) 様式について
 - ・ 別紙のとおり

令和 年度 各機関における障がい者を理由とした差別の解消に資する取組み

調査表

機関名：

取組みの種類 （該当する方にチェックしてください）	<input type="checkbox"/> 合理的配慮の好事例等 <input type="checkbox"/> 関係団体で対応した相談事例
取組み名 （相談事例の場合は事例のタイトル）	
取組みの主体 （相談事例の場合は記載不要）	
概要	時期（好事例等の場合は開始時期、相談事例の場合は相談があった時期を記載してください）
	内容（好事例等の場合は事業内容、相談事例の場合は事例の概要及び対応とその結果を記載してください）

※太枠内を入力・記載してください。個人情報に記載しないようにしてください。

令和 年度 各機関における障がい者を理由とした差別の解消に資する取組み

調査表 **記載例**

機関名：福岡市

取組みの種類 （該当する方にチェックしてください）	<input checked="" type="checkbox"/> 合理的配慮の好事例等 <input type="checkbox"/> 関係団体で対応した相談事例
取組み名 （相談事例の場合は事例のタイトル）	視覚障がいへの配慮に特化した啓発研修
取組みの主体 （相談事例の場合は記載不要）	西日本鉄道株式会社
概要	<p>時期（好事例等の場合は開始時期、相談事例の場合は相談があった時期を記載）</p> <p>令和2年11月以降</p> <p>内容（好事例等の場合は事業内容、相談事例の場合は事例の概要及び対応とその結果）</p> <p>視覚障がいのある人からの相談をきっかけに、バス乗務員の方へ視覚障がい者の利用に際して、視覚障がいの当事者団体の意見も参考にし、バス停への正着、バスの乗降、乗車中の留意点などをまとめた「啓発用の資料」を障がい者110番が作成。当該資料を用い、乗務員の配置されている事業所にて啓発していただくこととなった。</p>

※太枠内を入力・記載してください。個人情報に記載しないようにしてください。